

令和7年3月10日で利用権設定の受付は終了しております。

今後、農地の賃貸借を希望される場合は、下記のどちらかでの手続きとなります。

10年以上の期間で貸し借りを行う場合
(例：15年を希望)



農地中間管理事業（農地バンク）を活用し、
15年の賃貸借権を設定
※添付書類未定



期間満了で自動解約

10年未満の期間で貸し借りを行う場合
(例：3年を希望)



農地法第3条で賃貸借を設定
添付書類：土地登記事項証明書ほか

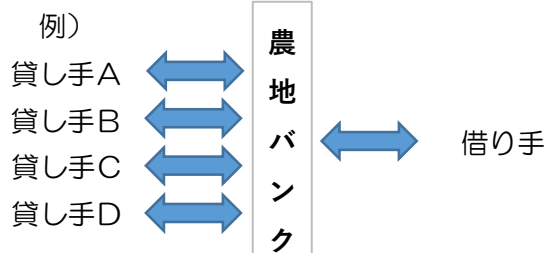


賃貸借権の設定は、
原則として県知事に解約の許可申請が必要
(自動更新)

農地バンクでの手続きに向いている農業者

- 複数の貸し手から、長期間安定して農地を借りたい方
- 長期間での農地の貸し出しを希望する方

- ・農地バンクを介した3者契約のため、借り手は個別に貸し手とではなく農地バンクと契約する。
- ・借り手は複数人、複数農地を借りの場合も、賃料の支払いが一括でできる。



農地法第3条での手続きに向いている農業者

- ごく少数の貸し手から、短期間で農地を借りたい方
- 短期間での農地の貸し出しを希望する方

- ・相対での契約のため、直接、本人同士での契約、賃料の支払いとなる。

